

## 群馬県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）費補助金交付要綱

### （目的及び交付）

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急に必要となる感染拡大防止や障害福祉サービス施設・事業所等の職員の支援を行うことを目的として、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和2年6月25日付け障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国の実施要綱」という。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和2年6月30日付け厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知。）及び群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で群馬県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### （対象事業）

第2条 県が実施する事業は次の第1号から第4号の事業とし、県は第1号から第3号の事業については補助金を、第4号に定める事業については慰労金をそれぞれ交付する。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

国の実施要綱3（1）に基づき、全ての障害福祉サービス施設・事業所等が行う事業

(2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援事業

国の実施要綱3（3）①に基づき、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所（以下「在宅サービス事業所」という。）が行う事業

(3) 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備事業

国の実施要綱3（3）②に基づき、在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が行う事業

(4) 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

国の実施要綱3（4）に基づき、全ての障害福祉サービス施設・事業所等及び重度障害者等包括支援事業所（障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者（全ての障害福祉サービス施設・事業所等及び重度障害者等包括支援事業所に準ずるものに限る。）であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所を含む。以下「支給対象施設・事業所」という。）が行う事業。

### （補助金の額）

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表1の第1欄に掲げる事業区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 別表1の第1欄に掲げる事業について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する。

2 慰労金の給付額は、別表2の第2欄に掲げる対象者ごとに第3欄の額とする。

障害福祉サービス施設・事業所等が、勤務する職員に慰労金を支給する際に要する振込手数料の額を知事に請求できるものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に次の書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。ただし、群馬県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から障害福祉サービス等に係る給付費の支払いを直接受けている障害福祉サービス施設・事業所等は、国保連を通じて交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 事業所・施設別申請額一覧（様式1）

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）

(3) 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

2 慰労金については、原則として、障害福祉サービス施設・事業所等が職員から委任を受けて代理申請・受領を行い、障害福祉サービス施設・事業所等が職員に給付するものとする。ただし、やむを得ない場合は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障害分）個人用申請書を職員が知事に直接提出するものとする。

3 交付の申請の受付期限は、令和3年2月末までとする。

(交付の決定)

第5条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第6条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 各事業実施計画の範囲を超えて補助金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。ただし、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に返還しなければならない。
- (9) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

#### （概算払）

第7条 知事は、必要と認めるときは、第5条の規定による交付の決定をもって、補助金の概算払いをすることができる。

#### （補助金の交付に関する周知等）

第8条 知事は、群馬県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）費補助金の実施に当たり、交付対象の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による障害福祉サービス施設・事業所等への周知を行う。

#### （補助金の申請が行われなかった場合等の取扱い）

- 第9条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、障害福祉サービス施設・事業所等又は利用者と接する職員から第4条第3項に規定する交付の申請の受付期限までに同条第1項及び第2項の規定による申請が行われなかった場合は、補助金の交付を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 知事が第5条の規定による交付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

#### （実績報告等）

第10条 補助金の事業実績報告は、事業が完了してから1か月後又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書に県が必要と認める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

#### （補助金の額の確定）

- 第11条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査等を行い、対象事業等の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずるものとし、当該事業者は、命じられた返還額を知事の定める期限内に返還しなければならない。
- 3 知事は、第4条第2項に基づき、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障害分）個人用申請書を知事に直接提出した職員への慰労金は、交付決定をもって額を確定

し、当該職員に通知するものとする。

(交付の決定の取消し)

第12条 知事は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例第7条に抵触するとき
- (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき
- (4) 対象事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると知事が認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 前条の規定により交付の決定を取り消されたときは、当該補助金を知事の定める期限内に返還しなければならない

(不当利得の返還)

第14条 知事は、補助金の交付を受けた後に交付の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して補助金の返還を命ずる。

- 2 前項により返還を命じられた者は、知事の定める期間内に補助金を返還しなければならない。

(慰労金の受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 慰労金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の経理)

第16条 事業者は、対象事業についての収支簿を備え、当該事業の収入額及び支出額を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の支出簿とともに、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年8月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成2年9月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(別表1)

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業	知事が必要と認めた額  【上限額】 国の実施要綱の別添のとおり	報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金
在宅サービス事業所による利用者への再開支援事業	知事が必要と認めた額  【上限額】 国の実施要綱の別添のとおり	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金
在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備事業	知事が必要と認めた額  【上限額】 国の実施要綱の別添のとおり	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金

(別表2)

1 事業区分	2 交付対象者	3 給付額
障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	(1) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象施設・事業所に勤務し、利用者とは接する職員  ・（訪問系サービス）実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員  ・（その他の支給対象施設・事業所）実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該施設・事業所で勤務した職員	職員一人あたり 20万円
	・それ以外の職員	職員一人あたり 5万円
	(2) 上記(1)以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者とは接する職員	職員一人あたり 5万円